

相楽東部広域連合立和東中学校いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、全校生徒がいじめをすることなく、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら見過ごすことがないように、人権的観点を踏まえ、いじめ防止対策並びに心の教育の充実を行う。

2 学校の責務

全校生徒が安全安心な状況下で学習活動等に取り組めるように、保護者や地域住民並びに関係機関等の連携を積極的に図って、学校全体でいじめの未然防止・早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切且つ迅速にこれを対処して解決を図り、さらにその際発防止に努める。

第2 いじめ防止等の組織

1 いじめ防止対策委員会

いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

2 構成員

「いじめ防止対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

3 開催

「いじめ防止対策委員会」は月1回（第1月曜日）を定例会とし、校長が主催する。また、毎週月曜日の生徒指導部会で生徒の様子を交流し、定例の「いじめ防止対策委員会」で報告する。また、緊急に必要があるときは緊急開催する。

4 活動内容

「いじめ防止対策委員会」では、次のことを行う。

- (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- (2) いじめの相談・通報の窓口
- (3) 関係機関、専門機関との連携
- (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
- (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

第3 いじめの未然防止のための取組（リスク・マネジメント）

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等と一体となって継続的に取組を行う。

- 1 いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくる
 - (1) 生徒・学級・学校の姿
 - ア 失敗しても認め合い・励まし合う雰囲気がある。
 - イ 生徒が規範意識を持ち、規律ある生活を送っている。
 - ウ 表情がにこやかで言葉遣いが適切である。明るく挨拶を交わす。
 - エ 生徒会活動や委員会活動、係活動に進んで取り組み頑張ろうとする雰囲気がある。
 - オ 教室や学校が清潔で美しい。
 - カ 規律ある楽しい給食時間が持てている。
 - キ 地域の人や保護者が気軽に来校し、学校の活動に協力する。
 - (2) 教職員の姿
 - ア 全教職員が、校長を中心として、生徒指導についての共通理解を持ち、協働して学校を良くしようとしている。
 - イ 教職員が、生徒の意見をきちんと受け止めている。
 - ウ 教職員が、生徒へ明るく丁寧な言葉をかけ一人の人間として接する。
 - エ 自らの言動が、生徒へ与える影響の大きさを自覚し指導に当たれている。
- 2 生徒の「絆づくり」のための「居場所づくり」を進める
 - (1) 生徒相互が主体的な学びを進め、共同した活動となる授業を行う。
 - (2) 分かりやすく規律ある授業を行う。
 - (3) 過度な競争意識を生み出す授業ではなく、教え合い共に考える授業を行う。
 - (4) 全員参加で共同して取り組む学校行事を行う。
 - (5) 日常生活の決まりや学校の規則を生徒自らが確認する場を作る。
 - (6) 学校美化や教室環境の整備を生徒自らが取り組めるように進める。
- 3 いじめに向かわない生徒を育成する
 - (1) 学級活動・学校行事などで生徒に自己有用感を与えられる取組を進める。
 - (2) 人権教育・道徳教育を中心として生徒に豊かな心をはぐくむ。
 - (3) 各学年で年1回以上のいじめについて理解を深める指導を行う。
 - (4) 全校でいじめの防止等についての主体的な活動を行う。
 - (5) 生徒会を中心にいじめ・非行防止の取り組みとして朝の挨拶運動を月1回（第3水曜日）に行う。
- 4 教職員の資質能力の向上を図る
 - (1) いじめの未然防止のための校内研修を実施する。
 - (2) 機会があるごとに京都府教育委員会等の研修に参加する。

第4 いじめへの対応・早期解決の取組（クライシス・マネージメント）

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

- 1 いじめの早期発見のための取組
 - (1) 情報の集約と共有
 - ア いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
 - イ 「いじめ防止対策委員会」で共有された情報については、各学年主任を通じて全教職員で共有する。
 - ウ 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。
 - (2) アンケートによる情報収集
 - ア 学期毎（5月、10月、2月）に全全校生徒を対象とした生活アンケート（資料1）を行う。
 - イ 生活アンケートは無記名・秘密に行い、生徒が正直に記入できるように配慮す

- る。
- ウ 生活アンケートは学級担任で実施し、生徒指導部で集約する。
- エ アンケート（資料2）は担任が記入し、生徒指導部で集約する。
- オ アンケート（資料3）は、全教職員で行い、教頭が集約する。
- カ アンケート（資料4）は、年度当初に各家庭に配布する。
- キ アンケートの結果、いじめが疑われる事案は、いじめ対策委員会で検討し、第5いじめに対する取組に従い調査する。
- (3) 相談体制の整備と周知
 - ア スクールカウンセラーを中心に教育相談を実施する。
 - イ 毎週月曜日をスクールカウンセラーによる教育相談日とする。
 - ウ 学期末に担任・保護者による三者面談を実施する。
 - エ スクールカウンセラーとの相談について保護者に周知する。

第5 いじめに対する取組

いじめの疑われる場合や発見・通報を受けた時は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

- 1 いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - (1) アンケートによりいじめの疑われる場合は、「いじめ防止対策委員会」で検討し、一定期間、該当学年を注意深く観察する。
 - (2) 観察の結果いじめと判断できる場合は、いじめの対応を行う。
- 2 いじめの対応
 - (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
 - (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
 - (3) 「いじめ防止対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、相楽東部広域連合教育委員会（以下、「教育委員会」という。）に報告する。
 - (4) いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。
 - (5) いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に該当生徒のよりよい成長へ向けて、学校の取組方針を伝え、協力を求める。
 - (6) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
 - (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- 3 ネット上のいじめへの対応
 - (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
 - (2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
 - (3) 情報モラル教育を推進する。

第6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査を実施する主体等について教育委員会の指示を受ける。学校が調査を行う場合は、「相楽東部広域連合いじめ防止基本方針」及び和束中学校いじめ基本方針に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

- 1 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護

者に対して適切に情報を提供する。

- 2 調査結果を教育委員会に報告する。
- 3 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

第7 その他関係機関との連携

- 1 地域・家庭との連携の推進
 - (1) 和束中学校PTA及び和束町PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - ア 月1回（第3水曜日）の挨拶運動を実施する。
 - (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- 2 関係機関との連携の推進
 - (1) 警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。